

## 今後の確認・検証作業の進め方について

### 【検討を行う場】

- 平成 29 年 12 月に設置された「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」(座長:戸部良一防衛大学校名誉教授。以下「有識者会議」という。)(別紙 1)に、構成員として DNA 鑑定の専門家を加えるとともに、オブザーバーとして、日本遺族会を加える。
- また、有識者会議の下に、新たに、
  - (1) 「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」(以下「調査チーム」という。)(別紙 2)
  - (2) 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」(以下「専門技術チーム」という。)(別紙 3)を設置する。
- 有識者会議において、各チームからの報告を受け、厚生労働省への意見をとりまとめる。  
※調査チームから有識者会議への報告は 1 ヶ月を目途に、専門技術チームから有識者会議への報告は年度内を目途に行うことを目指す。

### 【検討すべき課題】

#### (1) 調査チーム

戦没者の遺骨収集事業に関し、「戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議」の指摘を受けてから現在までの担当部署の認識及び対応についての事実関係の調査及び評価を行う。

#### (2) 専門技術チーム

##### ① 鑑定人会議において指摘を受けた埋葬地に係る遺骨(9 事例、597 柱)について、

- ア 現地での鑑定の手続や判断が適切だったかどうかについての確認
- イ 日本人である可能性の確認

##### ② 日本人である可能性の標準的確認方法の提示

※ 現時点における確認方法の評価、新たな技術を応用することの課題の整理を行った上で日本人である可能性の標準的確認方法を提示する。また、他分野の技術についても広く探索しその活用を検討する。

##### ③ ①・②を踏まえた今後の遺骨収集の作業手順の検討

【来年度以降の対応予定】

- 年度末の専門技術チームから有識者会議への報告及びその報告を受けた有識者会議の意見に基づき、厚生労働省において、各国ごとの事情を踏まえ、当該国における遺骨収集の手順を新たな作業手順に改める。
  
- すでに収容した9事例以外の遺骨について、②で示された標準的確認方法に基づき、来年度以降に改めて確認を行う。
  
- ②で示された標準的確認方法は、現時点での利用可能な技術に基づいた方法であるため、技術の進歩に伴い逐次改善する。

## 戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議 開催要綱

### 1. 目的

戦没者の遺骨収集等事業を行う指定法人（以下「指定法人」という。）の業務運営及び会計処理の適正実施、並びに厚生労働省が行う指定法人への指導監督及び厚生労働省が自ら行う遺骨収集等事業の適正実施のため、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催し、厚生労働省に対して、法律や法人コンプライアンス、会計などの専門的な見地から意見及び助言を述べる。

### 2. 構成

- (1) 会議の構成員は、法律、会計専門家及び学識経験等を有する者のうちから、社会・援護局長が別紙のとおり参集する。
- (2) 会議に座長を置き、座長は、構成員の互選により選出する。

### 3. 運営

- (1) 会議の議事は、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、公開とする。
- (2) 会議の庶務は、社会・援護局援護企画課において行う。

### 4. その他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が社会・援護局長と協議の上、定める。

戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する  
有識者会議 構成員

(五十音順、敬称略)

氏名	所属
あきむら ひでき 浅村 英樹	信州大学医学部法医学教室教授
いぬぶし ゆきこ 犬伏 由子	慶應義塾大学名誉教授 東京家庭裁判所家事調停委員
くまがい のりかず 熊谷 則一	涼風法律事務所 弁護士
たけうち ひろよし 竹内 啓博	公認会計士・税理士竹内事務所 公認会計士・税理士
とべ りょういち ○戸部 良一	防衛大学校名誉教授 国際日本文化研究センター名誉教授
はまい かずふみ 浜井 和史	帝京大学学修・研究支援センター准教授

注 ○は座長

※ オブザーバー参加

日本戦没者遺骨収集推進協会

日本遺族会

日本人でない遺骨が收容された可能性が  
指摘された後の対応に関する調査チーム要綱

1. 趣旨

戦没者の遺骨収集事業について、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、收容された遺骨の一部が日本人の遺骨ではない可能性があるとの指摘を受けてから現在までの担当部署の認識及び対応についての事実関係の調査及び評価を行うため、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」の下に「日本人でない遺骨が收容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」（以下「調査チーム」という。）による会議を開催する。

2. 構成

- (1) 調査チームは、座長が指名する別紙の構成員をもって構成し、同チームに主査を置く。
- (2) 主査は、調査チームに補助員を置くことができる。
- (3) 調査チームの構成員及び補助員は、非常勤の一般職国家公務員とする。

3. 事務

調査チームの事務は、厚生労働省大臣官房総務課が行う。

4. その他

前各項に定めるもののほか、調査チームの運営に関し必要な事項は、主査が別に定める。

別紙2の別紙

日本人でない遺骨が収容された可能性が  
指摘された後の対応に関する調査チーム 構成員

(五十音順、敬称略)

くまがい のりかず 熊谷 則一 ○	涼風法律事務所 弁護士
とべ りょういち 戸部 良一	防衛大学校名誉教授 国際日本文化研究センター名誉教授

注 ○は主査

戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する  
専門技術チーム要綱

1. 趣旨

戦没者の遺骨収集事業について、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、收容された遺骨の一部が日本人の遺骨ではない可能性があるとの指摘を受けたことを踏まえ、当該遺骨が日本人の遺骨であるかの確認を行うとともに、日本人の遺骨であることを確認するための標準的な方法や、今後の遺骨收容時の作業手順における日本人の遺骨であることの確認のあり方等の検討を行うため、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」の下に「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」（以下「専門技術チーム」という。）による会議を開催する。

2. 構成

- (1) 専門技術チームは、別紙の構成員をもって構成し、同チームに主査を置く。
- (2) 専門技術チームの構成員は、非常勤の一般職国家公務員とする。

3. 事務

専門技術チームの事務は、厚生労働省社会・援護局事業課が行う。

4. その他

前各項に定めるもののほか、専門技術チームの運営に関し必要な事項は、主査が別に定める。

別紙3の別紙

戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する  
専門技術チーム 構成員

(五十音順、敬称略)

あさむら 浅村	ひでき 英樹 ○	信州大学医学部法医学教室教授
あさり 浅利	まさる 優	旭川医科大学法医学講座准教授
きたがわ 北川	みさ 美佐	大阪医科大学法医学教室技術員副主幹
さかうえ 坂上	かずひろ 和弘	国立科学博物館人類研究部研究主幹
さか 坂	ひでき 英樹	明海大学歯学部教授
しのだ 篠田	けんいち 謙一	日本人類学会会長 国立科学博物館副館長
たまき 玉木	けいじ 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
はしもと 橋本	まさつぐ 正次	東京歯科大学副学長
もりかわ 盛川	えいじ 英治	日本遺族会事務局長
やまだ 山田	よしひろ 良広	神奈川歯科大学大学院災害医療歯科学講座法 歯学教授

注1 ○は主査

注2 必要に応じ、上記構成員以外の者を参集する場合がある。